



補償

レンタルボート事故について

万が一の時も安心。セーリングスポットワニの補償・サポート制度についてご紹介します。

1. 事故が発生した場合は警察・に通報するとともに救助活動を行います。
ただし気象・海象により自社救助艇が出動出来ない場合があります。

万一事故が起きた場合には、下記の金額を限度として補償いたしております。

ただし、保険約款の免責条項に該当する場合や保険金額を上回る損害については補償されません。会員様のご負担となりますのでご了承ください。

補償項目	保険金額	免責金額(自己負担額)
船体条項	1 事故につき船体時価額まで	100 千円
賠償責任条項	1 事故につき 1 億円まで	1 千円
搭乗者傷害危険補償特約	1 名につき 1,000 万円まで 1 事故につき 1,000 万円×定員まで	—
捜索救助費用補償特約	1 事故につき 50 万円まで	—

保 険 内 容

1 船体保険

- (1) 保険の概要 クラブ艇を操縦中に偶然な事故で船体を破損した場合に保険金をお支払します。 ※エンジンの焼き付きは保険対象外となっております。
- (2) 保険金額 クラブ艇の時価額
- (3) 免責金額 1 事故 10 万円

2 賠償責任保険

- (1) 保険の概要 クラブ艇をご利用中にその操縦ミス等で他人にけがをさせたり、他人の財物を破損したりして、操縦者に法律上の賠償責任が生じた場合、その賠償額を補償します。
- (2) てん補限度額 対人・対物とも 1 事故 1 億円
- (3) 免責金額 1 事故 1 千円

3 搭乗者傷害保険

- (1) 保険の概要 クラブ艇に搭乗中の方が偶然の事故で怪我をされ、死亡したり、後遺障害を被ったりした場合に保険金額をお支払します。なおウェイクボード等のトーイングスポーツ中の方は本保険では保障されません。
- (2) 保険金額 死亡・後遺障害保険金 1事故1名 1000万円
医療保険金日額 10000円（180日限定）

4 捜索救助費用保険

- (1) 保険の概要 クラブ艇に搭乗されてた方が遭難した時に、その遭難者を捜索し、救助するために、支払った費用をお支払します。

重要 船外活動中（船の外での活動）の自己に関しては、全て保険の対象外ですのでご注意ください。

例 シュノーケリング等の遊泳中、船から飛び込み等による事故。

 ビーチや島に上陸してのバーベキューや散策中の事故

 マリーナでの乗船まで及び下船後の船を離れている状態での事故。

 ウェイクボード・バナナボートに乗船されてる時及び落下した時の事故

※ 保険対象外 プロペラ、シャフト、ギアユニット、ケースなどドライブユニットに生じた損害。

※ エンジンの焼き付けも保険対象外。